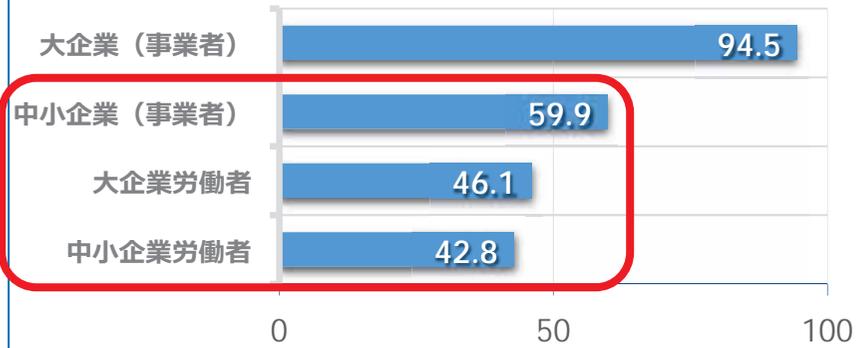


### 3. 公益通報者保護制度の現状と課題

# 内部通報制度の普及・整備状況等（平成28年度）

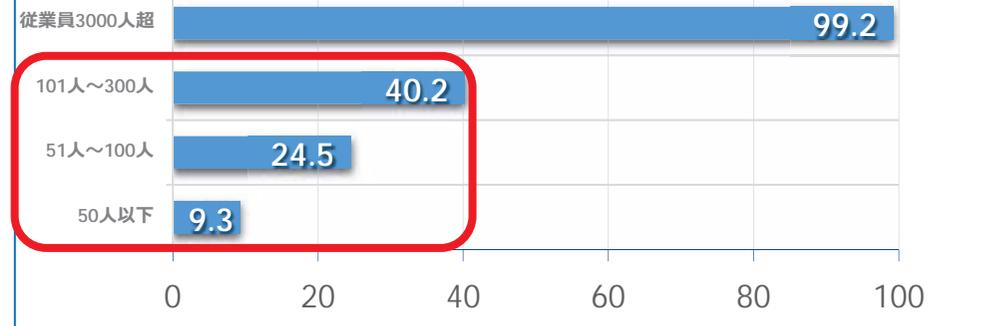
## （１）法の認知度

中小規模の事業者及び労働者で法の認知度が進んでいない。（単位％）



## （２）内部通報制度の導入割合

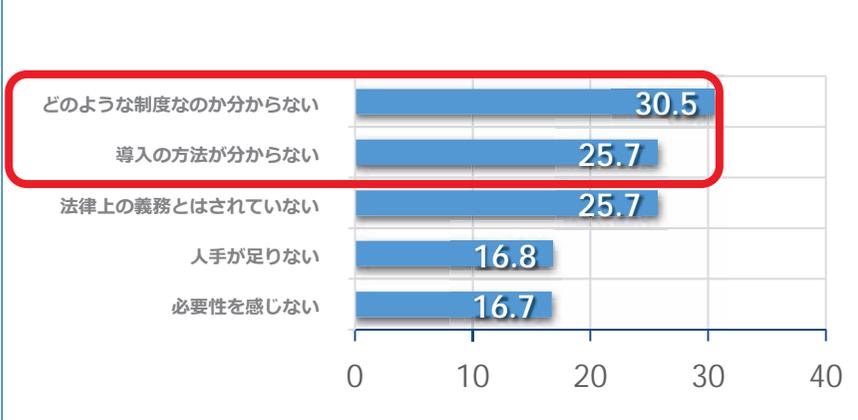
中小規模の事業者では「内部通報制度」の導入が進んでいない。（単位％）



注：上表（１）中「大企業」とは従業員数3000人超、「中小企業」とは従業員数101人から300人、「大企業労働者」の大企業とは従業員数5000人以上、「中小企業労働者」の中小企業とは従業員数100人以上300人未満の各事業者を指す。

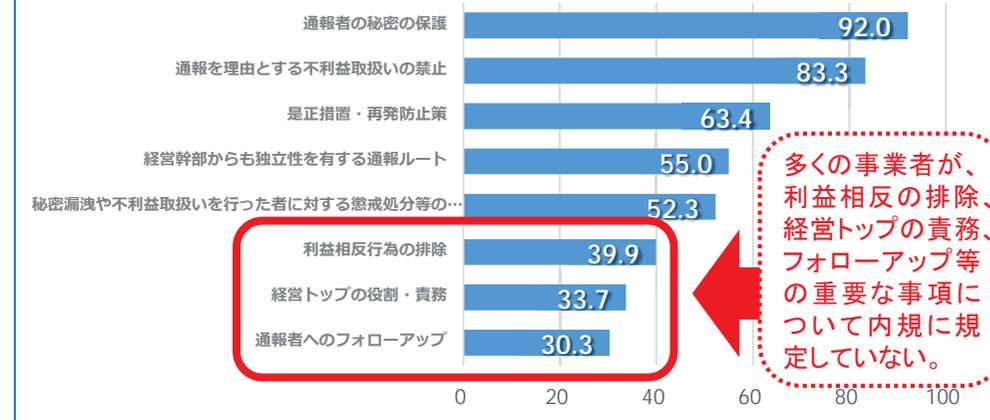
## （３）未導入の理由

内部通報制度未導入の理由の第1位は、基本的事項についての情報不足。（複数回答、単位％）



## （４）内部通報制度導入事業者においても整備状況は様々

通報処理に関する社内規程に定められている内容（複数回答、単位％）



多くの事業者が、利益相反の排除、経営トップの責務、フォローアップ等の重要な事項について内規に規定していない。

出典：「平成28年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査」（消費者庁）  
「平成28年度 労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査」（消費者庁）

# 内部通報制度の機能不全が指摘された主な事例（法施行後）

- 国民生活の安全安心等を損なう近時の企業不祥事において、内部通報制度の機能不全等が指摘された事案が散見。
- 内部通報制度が機能していれば、問題の早期発見と自浄作用により、安全安心、信頼、企業価値等が守られた可能性がある。

事業者 (不正発覚時期)	発端 (主な通報経路)	不正の概要	対応等
A社 (H19(2007))	匿名 ⇒ 保健所	賞味期限切の商品を販売 店頭から回収した商品を再利用	JAS法・食品衛生法違反 ⇒ 行政処分
B社 (H23(2011))	匿名 ⇒ ジャーナリスト	巨額の損失を隠し決算を粉飾	金融商品取引法違反 ⇒ 役員らを逮捕・起訴(有罪)
C社 (H23(2011))	子会社役員 ⇒ 親会社	会長が個人的負債補填のために子会社から巨額借入れ	会社法違反(特別背任罪) ⇒ 役員を逮捕・起訴(有罪)
D社 (H27(2015))	従業員 ⇒ 勤務先	免震ゴム(地震の揺れを吸収するため建築材)の性能に係る虚偽の検査成績書を作成	建築基準法違反 ⇒ 免震材料適合認定取消 不正競争防止法違反 ⇒ 法人を起訴
E社 (H27(2015))	匿名 ⇒ 証取委	不正会計処理(虚偽記載)	金融商品取引法違反 ⇒ 課徴金納付命令(73億円)
F財団 (H27(2015))	匿名 ⇒ 厚労省	国の承認と異なる製法で血液製剤を製造	医薬品医療機器法違反 ⇒ 業務停止命令(110日間)
G社 (H28(2016))	下請の従業員 ⇒ G社	空港滑走路地盤改良工事の液状化防止薬液の注入量のデータを改竄し国交省に報告	建設業法違反 ⇒ 営業停止処分(25日間)
H社 (H28(2016))	(国交省の指示による調査)	燃費・排ガス試験に係る不正 (国の定めと異なる方法で測定)	道路運送車両法違反 ⇒ 行政指導
I社(H28(2016))	(稟議書の不備を上司が指摘)	書類を改竄し、条件を満たさない企業に低利融資	不適切な業務運営 ⇒ 行政処分(業務改善命令)

- (備考) ・各企業の第三者委員会報告書や報道等を基に作成。  
・時期は、各企業の第三者委員会報告書や新聞報道等により各事例が明らかになった年を記載。

# 行政機関における通報・相談窓口の設置状況（平成29年3月末時点）

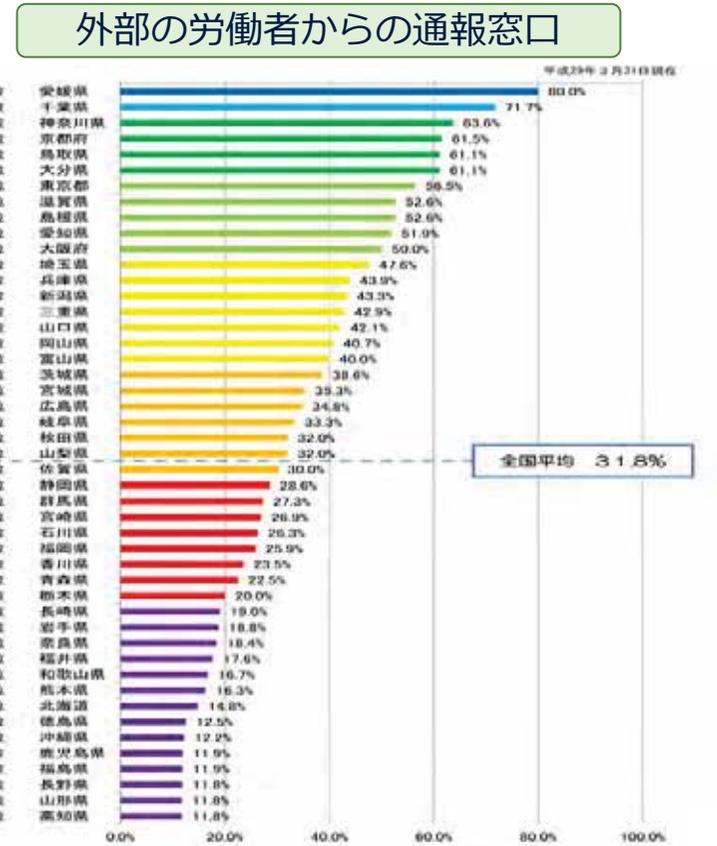
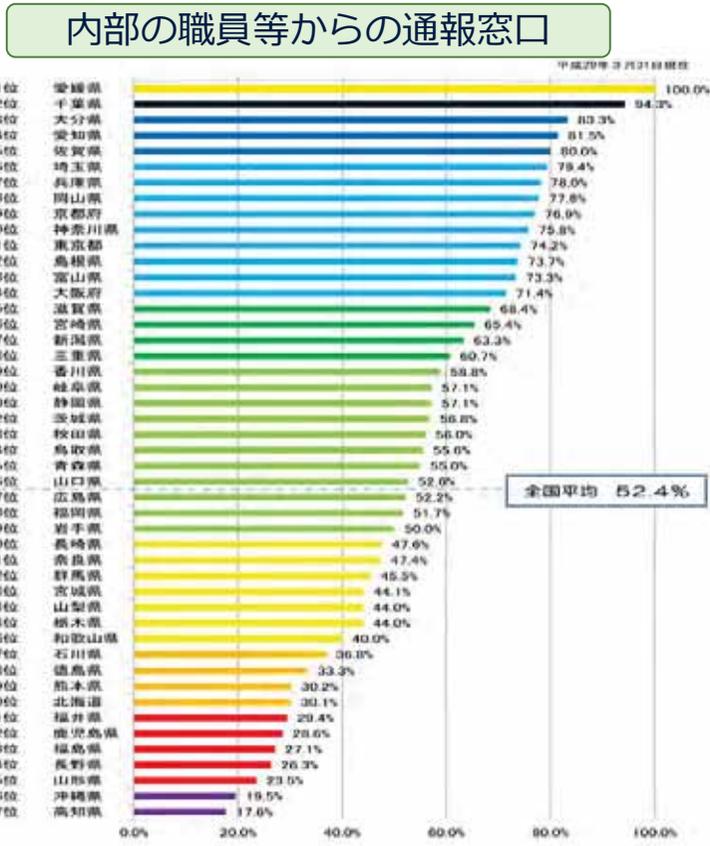
## (1) 国・都道府県・市区町村別の通報窓口設置率

市区町村では低い水準にとどまっている。

	府省庁	都道府県	市区町村
内部の職員等からの通報窓口	100%	100%	52.4%
外部の労働者からの通報窓口	100%	95.7%	31.8%

## (2) 市区町村における通報・相談窓口の設置状況（都道府県別）

都道府県ごとに大きな格差が存在。



出典：「平成28年度行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」（消費者庁）

# 行政機関が不適切な対応を行った主な事例（法施行後）

通報を受けた行政機関においても、通報の放置、不適切な調査、通報に係る秘密の漏えい等の不適切な対応が散見される。

通報を受けた行政機関(時期)	主な通報経路	不適切な通報対応の種別及び概要	
A省(2010年)	団体職員 ⇒ A省	○通報の放置	通報から約1年4か月経過後に公益通報の受理通知を発出、その約2か月後に法違反の是正指導
B市(2013年)	匿名通報者 ⇒ B市	○不適切な調査	通報事実について責任を問われる立場にある者が、被通報者に対して聞き取りをしたのみで調査を終了
C区(2013年)	民間事業者従業員 ⇒ C区保健所	○不適切な調査 ○通報に係る秘密の漏えい	調査実施時に、被通報者に対し、当該調査が通報を契機としたものであることを漏えい
D省(2014年)	医療研究プロジェクト研究員 ⇒ D省	○通報に係る秘密の漏えい	通報者からの通報内容が記載されたメールを被通報者に転送
E県、F省(2014年)	県立病院医師 ⇒ E県、F省	○通報の放置	通報後、2年以上経過した後に調査を開始
G省(2014年)	国立大学准教授 ⇒ G省	○通報に係る秘密の漏えい	被通報者に対し、通報者の氏名を漏えい
I市(2017年)	民間事業者従業員 ⇒ I市	○通報に係る秘密の漏えい	被通報者に対し、通報者の氏名を漏えい

(備考) ・各行政機関の第三者委員会報告書や新聞報道等を通じて明らかになった主な事例を掲載。  
・時期は、各行政機関の第三者委員会報告書や新聞報道等により各事例が明らかになった年を記載。

# 通報者が不利益取扱いを受けた主な事例（法施行後）

正当な通報等を行ったことを理由として、通報者が事業者から不利益な取扱いを受ける事案も散見される。

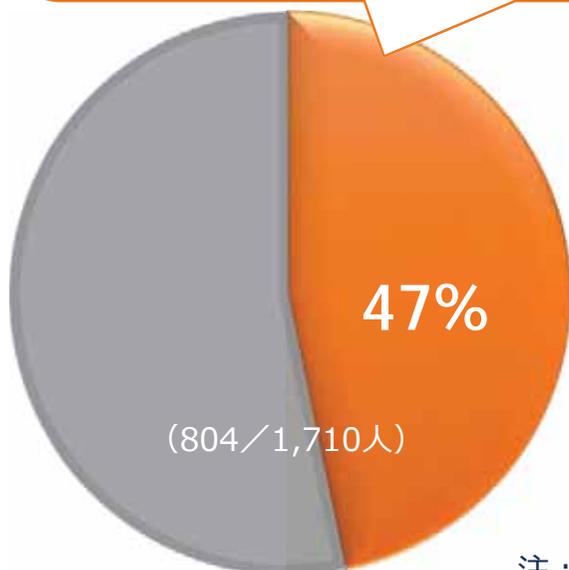
事件年月日	通報の経路	通報内容	不利益取扱いの内容
京都地決H19.10.30 (労判955-47)	従業員⇒警察	白タク行為(道路運送法違反)等	雇止め
大阪高判H21.10.16	従業員⇒法務局	司法書士(労務提供先)の非弁行為(弁護士法違反)	通報の際の資料持出しが違法であることを自認する旨の文書への署名の強要、職場での疎外等
徳島地判H22.9.17	従業員 ⇒労働基準監督署	休日の割増賃金の不払い等(労働基準法違反)	休日業務の差別的割当て
最決H24.6.28	従業員 ⇒労務提供先	上司による取引先従業員の不当な引抜き行為	業務上の必要性とは無関係の配転命令
東京高判H26.5.21 (労経速2217-3)	従業員 ⇒労務提供先	病院(労務提供先)における厚労省ガイドラインに反する歯科医師の医科麻酔科研修	希望する業務の担当からの排除
東京地判H27.1.14 (労経速2242-3)	従業員⇒保健所	食中毒発生のおそれ(食品衛生法違反)	解雇
H23.10月報道	代表取締役 ⇒違法行為に関与していた取締役	粉飾決算(損失計上の先送り等)	代表取締役解任

※ 裁判例や報道等を基に作成。

# 通報制度に対する労働者の信頼度①

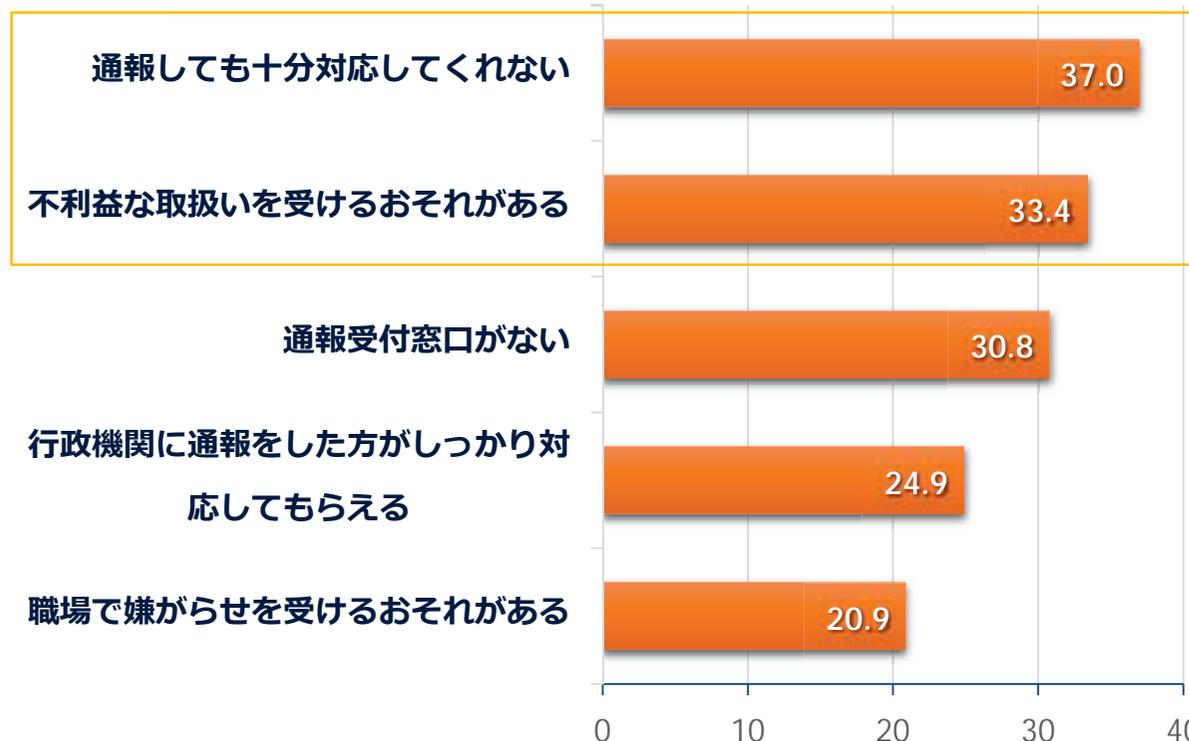
- ・ 勤務先の不正についての最初の通報先として、勤務先以外（行政機関や報道機関等）を選択する割合は、約半数に上る。
- ・ 主な理由は「十分対応してくれない」「不利益を受けるおそれがある」。

勤務先の不正を知った場合の最初の通報先として、“勤務先以外（行政機関、報道機関等）を選択する”と回答した労働者の割合



内部通報窓口有の場合：30%  
内部通報窓口無の場合：61%

最初の通報先として勤務先以外を選択する理由  
(複数回答、単位%)

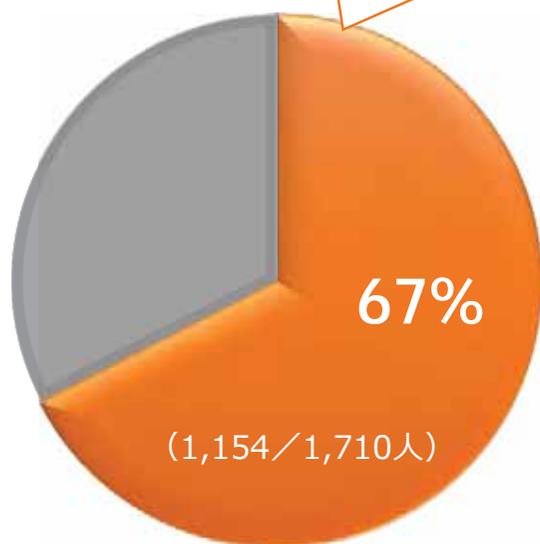


注：労務提供先で不正行為がある（あった）ことを知った場合、労務提供先、行政機関、報道機関等に通報・相談すると回答した労働者（1,710人/3,000人）に対する質問。

## 通報制度に対する労働者の信頼度 ②

- ・ 通報を行うに当たり、匿名を希望する労働者の割合は約7割に上る。
- ・ 主な理由は「不利益を受けるおそれがある」「実名には不安がある」。

勤務先の不正を通報をする場合、  
**“匿名で通報したい”**  
と回答した労働者の割合



### 匿名で通報したい理由

(複数回答、単位%)



注：労務提供先で不正行為がある（あった）ことを知った場合、労務提供先、行政機関、報道機関等に通報・相談すると回答した労働者（1,710人/3,000人）に対する質問。